

第百三十二回 参議院労働委員会會議録第五号

平成七年三月十四日(火曜日)
午後一時四分開会

委員の異動

三月十日

辞任

中尾 則幸君

補欠選任

既 正敏君

三月十三日

辞任

和田 教美君

補欠選任

浜四津敏子君

出席者は左のとおり。

委員長

笹野 貞子君

理事

野村 五男君

庄司 中君

古川 太三郎君

吉川 春子君

委員

小野 清子君

坪井 一字君

柳川 覺治君

千葉 景子君

角田 義一君

足立 良平君

武田 節子君

浜四津敏子君

星野 朋市君

既 正敏君

国務大臣

浜本 万三君

政府委員

伊藤 庄平君

廣見 和夫君

労働大臣官房長

労働省労働基準

局長

労働省婦人局長 松原 巨子君
労働省職業安定 局長 征矢 紀臣君
労働省職業安定 局長 野寺 康幸君
対策部長 野寺 康幸君

事務局側

常任委員会専門 員 佐野 厚君

本日の會議に付した案件

○労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○緊急失業対策法を廃止する法律案(内閣提出)

○委員長(笹野貞子君) ただいまから労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十日、中尾則幸君が委員を辞任され、その補欠として既正敏君が選任されました。

また、昨日、和田教美君が委員を辞任され、その補欠として浜四津敏子君が選任されました。

○委員長(笹野貞子君) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○千葉景子君 本日は、労働保険法の改正についての審議でございますが、大変恐縮でございますけれども、ちよつと最初の時間をおかりいたしまして一点だけ、まず大臣にお尋ねをさせていただきますかと思ひます。

と申しますのは、既に一般質疑の際にもお尋ねをさせていただいたんですけれども、ILO百五十六号条約がいよいよ閣議でも御了解をいただき

まして、国会での審議に付されるという運びになったと伺っています。

この条約につきましては、大臣にも大変御努力をいただいたと伺っておりますし、私どもも長年にわたつて取り組ませていただき、また多くの女性の皆さんからも早期の実現に向けての御意見をたくさんちょうだいしていたところでもござい

ます。政府としても決定をいただいたということで、私たちが大変喜んでいるところでございますけれども、大臣に、これまでの御苦労を含めて、御感想として改めての決意の一端などお聞かせいただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(浜本万三君) ILO第百五十六号条約の批准に關しましては、私も就任以來積極的な検討を事務方に指示してきたところでございますが、昨年来の關係省庁間の積極的な検討作業によりまして、今般、本条約の批准承認案件を国会に提出することになったわけでございます。

本条約が早急に批准できますよう、国会の御承認をなるべく早くいただければ大変ありがたいと思つておる次第でございます。これからそのために、議員各位の一層の御理解と御協力をいただきますよう心からお願ひを申し上げたいと思ひます。

○千葉景子君 ありがとうございます。

それでは、本論の労働保険法の改正問題について入らせていただきたいと思います。

まず、労働災害というのは、本来はできればないというのが一番望ましいことであらうかというふうに思ひます。ただ、実情から考えましても、それからどうしてもやむを得ず、直ちに労働災害をゼロとするところまでなかなか行くわけにはまいりません。そんな中で、不幸にして労働災害に遭ひ、特に重度の障害を負われた方の生活

というのは、その御家族の方も含めて大変困難を伴う状況に至るわけでもございます。

特に介護に携わる方々、これは労働災害ばかりではございません。近時、高齢者介護の問題なども大変重要な課題になっておりますけれども、労働災害などの場合にも、介護に携わる方々の肉体的、精神的な負担は想像を超えるものがあるのではないかとこのように考えられます。

そういう意味で、私どももいたしまして、かねてから介護にかかわる補償の充実ということについて力を入れていただけてまいりました。

特に被災者団体の皆さんからも、これはサービスというだけではなくて保険給付の一つとしてやはりきちつと位置づけしてほしい、こういう要望もございました。こういう御意見なども踏まえて、介護補償給付の創設に私たちも取り組ませていただ

いてきたところでもございます。

そういう中で、今回、労働保険法の改正がなされることになりまして、その重要な柱が重度被災労働者に対する介護施策の大幅な拡充ということでございます。

一つは、介護補償給付の創設、そしてもう一つの柱が労働福祉事業によつての整備拡充、労働福祉事業において重度被災労働者の介護に対する支援を行うことができる、こういう大きな柱を立てていただけたところでもございます。

今回のこのような改正は、高齢化、核家族化等の我が国の社会経済情勢を見たときには、大変こういう変化に対応するという意味で適切な改正でもあらうというふうに思ひますし、私たちが大変評価をさせていただいているところでもござい

ます。

今回はこういう改正でございますけれども、拝見をいたしましたところ、介護補償給付の創設はもちろんのことですけれども、労働福祉事業について

も、今回介護に対する援護を行うということで大変重さが増してくるのではないかとこのように思っています。費用の点でも、これまで百十五分の十五というところが充てられておりましたけれども百十五分の十八ということで、そういう意味でも財政的にも重い措置がされてくるということになるのかというふうに思います。

そういう意味で、今後この労働福祉事業というものの重さというのを私たちも考えていかなければいけないんですけれども、その中で、ちょっと基本的なことになりますけれどもお尋ねをしたい部分がございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

というのは、今回介護に対する援護というのが含まれましたけれども、この労働福祉事業というのは一体どんなことがなされているのかというのを改めて拝見をいたしました。法の二十三条に労働福祉事業について記載がされております。その四号に賃金支払いの確保などが労働福祉事業の一つとして挙げられております。大きく考えますとこれも福祉という面も全く否定できないわけではないんですけれども、率直に考えますと賃金という問題は、使用者側と働いている側とは権利義務関係、働いたらきちっと賃金を払うという関係ですから、福祉というよりはむしろ権利義務の問題なのかという感じがいたします。

ただ、こういうものがやはり労働保険制度の中に取り入れられて、福祉事業の一環として行われているということでございますので、四号で賃金支払いの確保などが入れられている、福祉事業として位置づけられている趣旨と、そして具体的にこれはどんなときにどのような形で運用されているのか、その辺について御説明いただければと思います。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生がお尋ねの労働保険法二十三条に規定しております福祉事業の件、中でも賃金の支払いの確保の事業についてでございますが、この事業の性格と申しますか目的は、労働者のために賃金の支払いを確保すること

にあるということでございます。

つまり、賃金の支払いは当然事業主の基本的な責務でございます。しかし、一定の事由のために、事業主が例えば破産に至るといようなことになりまして残念ながら賃金の支払いができなくなる、こんな状態になるときがございまして。そういうときのために、それによって賃金の支払いを受けることができなくなる労働者の救済を図る、こういう観点から、国が事業をいたしましてその事業主にかわって労働者の方に賃金の立てかえ払いをする、こういう仕組みでございます。

当然、一定の厳しい条件と申しますか、事業主は本来賃金の不払いということがあつてはならないわけでございますので、条件がございまして。一定の条件のもとに未払いの賃金の最高八割ぐらいまで立てかえ払いをする、具体的には労働福祉事業団が支払う、こういうような仕組みをとつてございまして。これを払った場合に、当然事業主の責務が免れるわけではございませんので、かわつて立てかえ払いを行いました労働福祉事業団が今度は事業主に対してその立てかえ払いした賃金の額に相当する額を求償していくことになるわけでございます。趣旨といたしまして労働者の救済を図る、労働者の福祉のためである、こういう性格の事業でございます。

○千葉景子君 御説明を伺いますと、広い意味で労働者の生活を保障していただくという観点であろうかというふうに思われます。

次に、休業給付基礎日額の改善について若干お尋ねをさせていただきますかと思ひます。

給付の基礎となります給付基礎日額が余り低額ですと、せっかく給付日数の改善がされてもその効果というのが減殺されてしまう、こういうことにならうかというふうに思ひます。その意味で、最低保障額をできる限り引き上げていくべきではないかというふうに思ひます。前回、平成二年の改正の審議の際に、我が党の池端委員がこの点について指摘をさせていただいておられると思ひますけれども、特に、年金受給者が六十五歳になります

と給付基礎日額がぐつと下がる、こういう問題がございまして。これは非常に生活にも大きな影響を及ぼすのではないかとこのように指摘をさせていただきます。その際、今後労働保険審議会における給付の被災時年齢による不均衡の改善などの問題とあわせて検討をさせていただきたいというような御答弁もあつたようでございまして。

こういう過去の経緯を踏まえまして、この最低保障額をできる限り引き上げていくという問題、そして、六十五歳の激減の緩和の問題、この点については前回の改正時以降どのように取り組まれてこられたか、あるいは今後の見通しと申しますか、ございましてらお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生二点につきましてお尋ねであつたかと存じます。

第一点は、給付基礎日額の最低保障額をできるだけ引き上げていくべきではないか、こういう御趣旨であらうかと存じます。

これにつきましては、確かに御指摘のように給付基礎日額につきましては、被災時の事情等によりまして余りに低い場合は補償の実効性が上がらない、こういうために最低の額を決めるということから一定の額を定めております。ただ、これはそういう趣旨でございますので、当然賃金の変動等に依りましてできるだけ機動的に改めたいということが望ましい、このように考えております。現在、平成三年の十月に定めました三千九百六十円というところになってございまして、その後賃金水準の変動状況を踏まえましてこの最低保障額の引き上げを行つてまいりたい、このように考えております。

それから、もう一点の高齢層の方につきましては、最高限度額の問題でございます。

確かに、御指摘いただきましたように、最高限度額につきましては、六十五歳に達しますと給付基礎日額が急激に下がるということと、またその最高限度額が適用されます人数につきましても六十五歳以上の方で急にふえるという状況にござい

ます。そういうことから、私ども、現行では六十五歳以上が一律に限度額が決められているということになってございまして、このあたりをもう少し細かく見まして、六十五歳以上から七十歳未満という層と、七十歳以上の層というふうに分けて最高限度額を定めるというふうにしてまいりたい。そういうことによりまして、高齢者の就労実態をより適正に反映した給付基礎日額の最高限度額を設定し得るようになっていくだろう、このように考えておるところでございます。

○千葉景子君 これは前回改正時からの検討事項でもあらうかというふうに思ひますので、ぜひ今の方向で処置をいただきますように、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、労働保険料の申告納付期限の問題です。

今回の改正によりまして、労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告納付期限が、保険年度の初日から従来四十五日、これが五十日以内ということと延長されることにならうかというふうに思ひます。これは五日間の延長ということで、いろいろ御要望があつた点も踏まえてこういう改正になつたかというふうに思ひます。

そういう意味では一歩は前進かなというふうに考えるのでございますが、これ五日程度でとどめてしまったといひますか、五日程度の延長ということの意味といひますか、これまでの審議の経過、検討の経過などを含めて、なぜこの五日というあたりで決めることになつたのか、その辺ちよつと御説明をいただければよろしいかと。

○政府委員(伊藤庄平君) 今回の法改正におきましては、御指摘のように、昭和三十年の労働保険法の改正以来、四月一日から四十五日以内とされておりました労働保険料の納付期限を五日延長する改正をお願いしているわけでございますが、この点につきましてはかねてから事業主、労働保険事務組合の方から要望が多うございました。

と申しますのは、ゴールデンウィークの直後、しかもこのゴールデンウィークの長期連続休暇等の取得が進んでいる現況からいたしまして、事業

主、労働保険事務組合の方々の事務負担が大変大きいというふうな状況を背景にそういう要望があったわけでございます。

私もそう思った要望を受けていろいろ検討をいたしたわけですが、実はこの五月十五日を軸にいたしまして、五月十五日以後、申告してこなかった事業主への督促、あるいは申告した事業主に対する貸金調査、さらには分納を希望する事業主に対しましてその後の納入告知書の発行から徴収といった業務が五月十五日を軸にスケジュールがびっしり組まれておりまして、これを大幅に後ろの方へ変更した場合には、そういった業務スケジュール、それから業務執行体制を大幅に見直していかざるを得ない。そういう状況の中で、現段階最大限できる措置といたしましてこの五日間の延長を行いまして、何とか事業主の方や労働保険事務組合の方の事務負担の軽減につなげていきたいという考えでございます。

○千葉景子 今お話を伺いましたように、五日間でいうと、ゴールデンウィーク直後の時期をやほり少し延期したということ、大分事務負担といえましょうか、緩和されるということは考えられない、一歩前進であろうというふうに評価をさせていただきたいというふうに思います。ただ、これは制度とあるいは内容が違いますので一概に並べて考えることはできませんけれども、例えば税金の場合には、所得税などは前年の所得について三月十五日までに確定申告をする。それから、法人税などは事業年度終了から二カ月以内に確定申告をするということでございます。そういう意味では労働保険の場合には若干期間間がかなり密かなという感じもいたします。

税金と労働保険ですから必ずしも一致させるというわけではございませんけれども、そういうことを勘案したり、それから事務組合、先ほどお話しがございましたそういう皆さんの事務負担などを考えますと、せっかくここまでいろいろ御検討をいただきましたし、それからそれに対応できるような体制もとられようということもございまして、これは私の意見でもございましてけれども、今後とももう少し余裕を持って申告ができるようなそういう日数なども御検討いただいたり、あるいは平成九年の施行でもございましてけれども、準備をできるだけ早く整えることができれば早く取り組んでいただけるような、そういうことも頭に置いておいていただければというふうに思いますので、これは意見として申し上げておきたいというふうに思います。

次に、労災保険の、時効という言い方で申し上げていいのかどうかわかりませんが、具体的な例として私こんなことを聞きました、なかなかこれは被災者の方にとっては負担が多い場合があるのかなという感じがいたします。ちよつと例を挙げてみますので考えていただけたらというふうに思います。

例えば、労災に遭われて何らかの療養補償を求めていく、二週間ぐらいたったまですら療養が必要だろうというところで休業補償給付を請求します。労働基準監督署での審査では不支給ということになり、そして順次審査請求、再審査請求、行政訴訟まで行くかどうかは別でございますけれども、かなり長期にわたった不服審査の結果、不支給決定が取り消された。そして、その二週間分の請求については給付を受けることができるようになったというところでございまして、これ二週間であつたんですけれども、もうちよつと長期の療養が必要だということだったのですが、その余の部分をもた別途請求しておきませんと、最終的に不支給決定を取り消されて支給が認められるようになって、結局請求しておいた二週間分しか給付されないという結果になってしまうんですね。

これは、公務員などはちよつと制度が違っていて、最初に公務災害認定というのを行って、それから具体的な請求をするので、認定を受けてから請求すれば全部もらえるということになるんですけれども、労災認定の場合、個々請求ですから全部について認定されるということがございまして、ちよつと面倒くさい話なんですけれども、これは私の意見でもございましてけれども、今後とももう少し余裕を持って申告ができるようなそういう日数なども御検討いただいたり、あるいは平成九年の施行でもございましてけれども、準備をできるだけ早く整えることができれば早く取り組んでいただけるような、そういうことも頭に置いておいていただければというふうに思いますので、これは意見として申し上げておきたいというふうに思います。

この辺のことについて、何かいい手だてといえましょうか、ないものでしょうか。御検討いただければというふうに思いますし、何か御意見がございましたらお答えをいただければと思います。

○政府委員(廣見和夫君) 労災保険給付の請求権につきましては、確かにそれぞれの権利を行使できますと、それから時効が進行していく、このようになってございます。したがって、例えば今先生のお話の療養補償給付あるいは休業補償給付ということになりましたと、休業補償給付で申し上げれば、療養のために労働することができないため賃金を受けない日、その日ごとに発生し、その日から時効が進行していくということになるわけでございます。

したがって、今先生お話しございましたように、もしも不支給の決定があり、その後の分の請求をしていないで、後になってその不支給決定が再審査請求等で取り消されるということになったりしますと、確かに時効にかかってしまつたということになるわけでございます。今までそういうようなケースの中には見受けられたこともございまして、そこで、私もそういうふうな形にならないように、監督署におきまして一層その趣旨なり、今申し上げましたような請求の仕方等を含めて、より一層懇切丁寧な指導をやっていくということで努力してまいりたい、このように考えております。

○千葉景子 これはもう制度そのものの問題です。それから、時効を中断させようと、なかなかそういうわけにもいかないかというふうに思うんですが、ね、直ちに。そういう意味では窓口などでも、最初不支給とわかつていながらまた請求するというのも大変煩雑であるし、何か理不尽な感じもしないわけではありませぬけれども、やはりせつかく請求できる、あるいは給付を受ける可能性がまだまだ残されているというふうなことになりますので、そういうことも御説明をいただいた上で、抜かりがないようにぜひ御指導をいただきたいというふうに思います。

それから、これも前回の一般質疑の際でございまして、これも大変労働大臣を先頭にいたしまして御努力をいただいたということで、大変前進があるということで評価をさせていただいたところでもございまして、ただ、新たな認定基準がせつかくございまして、それがきちつと伝えられて、そしてまた運用されまじと、これは給にかいたもちということになってしまつた。そういう意味では、ちよつと通達が出されてから一カ月半ぐらいいなるわけですが、現場での運用が適切に行われ始めていくかどうか。そして、これについて広く広報することなどももちろんでございますけれども、職員に対する改正内容の周知徹底あるいは指導、こういうものが適切に行われているかどうか、その辺についてお答えをよろしく願ひしたいと思ひます。

○政府委員(廣見和夫君) この件につきましましては、先生御指摘のとおりであると思つております。御指摘の趣旨を踏まえて努力していく必要がある、このように考えております。具体的には、今回のいわゆる過労死の認定基準の改正内容等につきましまして、広く国民の理解をいただきますように、また相談体制を充実させていくということ、あるいはパンフレットや事例集をつくっていくということなども広く周知をしていきたい、このように考えております。また、行政職員につきましましては、全国の課長会議あるいは認定を実際に行います実務担当者の会

議等を聞きまして、新しい認定基準の詳細な説明を先般も行ったところでございますが、今後とも職員研修などを通じて職員への周知徹底というところに努力してまいりたい、このように考えております。

○千葉景子君 多くの皆さんが適切な運用を期待されているかというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをしたいと思います。

時間になりましたので最後になりますけれども、大臣に。

今回、労災保険法の改正がなされて、被災者に対する手厚い補償、サービス、こういうものが前進をいたします。また、今申し上げたような労災認定の改正などもありまして、労働災害に対する関心が深まり、そしてまたそれに対する補償というものについても前進が図られているというふうに思います。

ただ、最初に申し上げましたように、何といつても労働災害というのはできるだけないというのがやはり第一のご意見として、そのためには労働時間のより一層の短縮とか職場環境の改善とか、そういうものが必要かというふうに、より一層求められるかというふうに思います。こういう改正も踏まえて、より一層労災のない職場づくり、こういうものに向けての大臣の御見解あるいは今後の取り組みの御決意などにつきましてございましたらお尋ねをして、終わらせていただきます。

○国務大臣(浜本万三君) 労働災害に今日でも多くの方が被災をしておられます。特に、二千人を超える方が亡くなられているという現状でございますので、この点はまことに遺憾であるというふうに思っております。

労働災害の防止につきましては、働きがいがあり、安心して働ける勤労者生活の実現ということはもちろんでございますが、あわせて日本経済の立場から考えましても非常に重要なことだと思っております。したがって、労働災害の防止ということは非常に大切な基本的問題であると考えて

ておるわけでございます。

現在、これに対する対策といたしましては、第八次の労働災害防止計画というのが立てられておりますから、この計画に基づきまして、諸般の安全衛生対策を総合的に推進してまいりたいと思っております。

今後ともこれらの対策の徹底を図りますとともに、労働災害の防止に資する観点から、労働時間の短縮を含め労働災害防止対策をさらに積極的に進めてまいりたいと思っております。

○千葉景子君 終わります。

○武田節子君 平成会の武田でございます。

このたび、労働者災害補償保険法の一部改正に当たりまして、もう一度原点の目的というところから思いを寄せて大臣に二、三御質問申し上げます。

この第一条の目的には、もう既に御存じのことですけれども、

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

ここで大臣にお伺いしたいのでございますけれども、ここで提示されておりますような「迅速かつ公正な保護をする」という趣旨は例外なく実行されていると考えてよろしいのでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣(浜本万三君) 労災保険の給付の処理に当たりましては、労災保険法の目的の通りまして、迅速に行うように努めておるところでございます。

また、行政手続法に基づく通達におきましても、労災保険給付を処理する期間について、給付

ごとに原則といたしまして一か月から六か月と定めているところでございます。実際の労災保険給付につきましても、ほとんどその期間内で処理しているところでありまして、労災保険法における迅速な保護という趣旨ののっとって処理が行われておるというふうに思っております。

○武田節子君 これはごく一部の例外について、「迅速かつ公正な保護をする」という趣旨と反することについて政府の見解をお伺いいたします。

これは前に新聞にも発表されたことなのですが、これも、神奈川県の下R職員の木村さん、四十歳の独身男性ですが、母親が七十歳の母子家庭でございます。四年前に横浜の労災患者として過労で死亡されました。四年前母親がその補償を訴えてきましたけれども、四年目の昨年、平成六年十一月、不支給の決定がされました。こういう状況になった場合、この四年間母親はどこからも収入がなく生活が非常に困窮すると思われまします。行政手続法、基発六一二、婦発二七三号を執行すれば、迅速かつ公正な保護をしなければならぬはずなのですが、これについての御所見を賜りたいと思ひます。

また、なお富士銀行の行員の岩田栄さんですが、昨和解いたしましたけれども、何とこれも四年四月も経過して、両親はもう疲労のために心身ともにばろばろになってしまったというような状況でございます。

これとあわせて御所見を、御感想を含めて大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生御指摘なさいました件は、いわゆる過労死の認定にかかわる事案であるわけでございます。こういったような事案につきましては私も、先ほど大臣から説明がありまして、全般的には一定の期間を決めて迅速に処理いたしております。これは大変に一般的には内容が複雑でございますし、調査項目も大変多岐にわたるという状況でございます。

ので、またケースごとに変々いろいろ違う状況判断も必要になるということもございまして。そういう意味で、先ほど申し上げましたような一般的な標準期間を設定できないということでございます。設定いたしております。

したがって、現実にはそれぞれの事案ごとに処理いたすわけでございますが、確かに他のケースと違ひまして、こういったようないわゆる過労死の事案につきましてはかなり期間がかかっていることも事実でございます。もちろん私もそれぞれ事案ごとに一刻も早く処理いたしますように努めているところでございますが、事案の内容によっては今申し上げたようなことにならざるを得ない。慎重なあるいはまた専門的な、あるいは医学的な判断等が要求されるということがございますので、やむなく時間がかかっている実情にあることも事実でございます。

○武田節子君 それでは次に、公正な保護をするについては、官民格差についてどのように御認識をされ、お考えになられておりますか、大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

こういう事例が全国にたくさんございまして、いろんな記録から調べたのでございまして、い、それによりまして、浦和の県庁の屋上に貯水タンクがありまして、貯水タンクの中にはベンキが塗ってあります。それを時々がして新しく塗りかえるわけでございますけれども、そういう作業はシンナー、有機溶剤を使っていた。シンナーは空気より比重が重いので、それが溶けて蒸気が出てきて沈み、底の中の空気が外に出てしまひます。

ちよつと長くなりますけれども、お聞きください。そこで作業をしている人が倒れて死亡する事故が、全国的にあちこちに起きております。そのとき、上の方で見えなかった課長とか同僚が、大変だということで大体すぐに飛び込んで救おうといったし、目で見て有機溶剤があるかどうかかわかりませんから飛び込んでしまふわけです。そうし

ますと、その人も死亡してしまっています。

その場合は、もちろん死亡された人は一〇〇％の労災ですけれども、ところがその助けに入った人が警察官だったり公務員の場合には、遺族補償年金が五〇％増しになるのです。身体障害は、三級以上の身体障害の場合は、三級は四〇％、二級は四五％、一級は五〇％ふえるわけでございます。国家公務員と地方公務員には、死亡と三級以上の障害にはこのように加算制度がございます。また、北炭夕張炭鉱の場合でも、助けに入って死亡された人が十六人ぐらいいりましたし、それから上越新幹線の大清水トンネルでも助けに入つて二人の方が死亡いたしました。

そこで、労働安全衛生法が改正になって二十五条の二、救護の安全に関する規定ができました。ところが、それには加算がございせん。それは、こういう危ない場所に危険を冒して入っていく義務がないからだという理由でございせん。危なければならぬけれども、それをうかうか入つたのだという考え方でしようけれども、損害賠償でもそういう考え方があるようでございます。

災害が起きた場合、災害応急従事職員の場合にはやはり割り増しがございます。例えば島根県に台風が来ましたが、台風が来て県知事が県庁職員に浜田市に応援に行くように命令いたしました。その職員が車を運転していったところ、途中で何となく大きな川の橋の途中まで行つたときに橋が流されて死亡いたしました。そういう場合には割り増しがございます。

公務員の場合、国家公務員でも地方公務員でも、そういう大規模災害があつてそこに救援に行けと命令された場合には割り増しはございます。警察官、消防職員、麻薬取締官、海上保安官等々、同じでございますけれども、だから公務員は危険とわかつていた場合でもあえてその仕事をやらなければいけませんからこういう制度をつくつたということが自治省の事務次官通達に書いてございます。

私は、これは大変おかしいと思うんです。義務

があつて行くのはむしろ当たり前のことでございすし、もちろん割り増しも当然であると思ひます。でも、義務がなくてもあえて危険を冒して人命救助のために行く方が私は偉いなど、こう思ふんです。そういう人に割り増しすべきだと思ひますけれども、大臣の御所見はいかがなものございましょうか、お伺ひいたします。

○国務大臣(浜本万三君) 警察官等の取り扱いと民間との格差問題について御指摘だろうと思ひますが、一般論として私がお答えいたしますと、あつた具体的な問題は局長の方から答えてもらうようにいたします。

御指摘の制度は、警察官等の極めて危険な職務を遂行する職員が安心してその職務を遂行できるよう、特別の配慮をして補償額の加算を行つたものであると思ひます。公共の利益のために勤務する公務員の職務と責任の特殊性に基づきまして制度化したものであると承知をしております次第でございす。そのような事情にない民間労働者につきましては設けられてはいないということになつておると思ひます。

なお、具体的な話は局長の方からさせていただきますと思ひます。

○政府委員(廣見和夫君) 今、大臣から説明がございましたように、また先生のお尋ねのこの件につきましては、確かに国家公務員災害補償法あるいは地方公務員災害補償法によりまして、特に危険な職務を遂行する公務員につきまして一定の割り増し措置がございす。

その制度の趣旨につきましては、もう既に先生今御指摘あつたとおりでございまして、やはり公務員の場合、特に危険にさらされる状況であつても、それを避けることなく職務に当たらなければならぬ、そういう形になってまいります。すなわち公務員はその危険を避け得ないという形になるわけでございます。そういう職務の特殊性に着目されてこの制度が設けられているわけでございます。

確かに、民間の労働災害等の場合にもいろいろ

危険な状況が出てまいることはあろうかと思ひます。今先生具体的な事例でお話しいただきましたような点、これにつきましては、労働安全衛生法なども事業主に対しましていわゆる二次災害の発生を防止するための措置を講ずるべきであるというふうなことを規定いたしております。これは、ある災害が起つてそれに対して他の方が救護する、こういったような場合につきまして事業主がむしろそういうことに對して安全であるように措置を講じなければならぬ、こういう規定になつておるわけでございます。事業主の措置義務を定めたものでございす。すなわち労働者の職務やあるいは責任を規定するという規定にはなっておりません。

そういうことを考え合わせますと、やはり公務員の職務の特殊性、大変危険な状況であつても避けることなくその遂行に当たらなければならぬということからの加算措置、こういうものにつきましては、民間の労働者の場合とやはり必ずしも同一に論ずることのできない面があるのではなからうか、このように考えておるところでございす。

○武田節子君 それでは次に、財団法人の労働保険情報センターの業務内容について御説明をお願いいたします。

一番目は、労災指定医療機関に対して労災診療費の支払いがあるまでの間貸し付けている額はどのくらいになりますか、お伺ひいたします。

○政府委員(廣見和夫君) 今御指摘いただきましたように、労災指定医療機関に対して診療費の早期支払いを確保するために、財団法人労働保険情報センターと契約を結びました指定医療機関につきまして、当該センターから一定の貸し付けを行つておるところでございす。全体で、月の平均でいたしますと百六十五億円という状況になつてございす。

○武田節子君 これも労働省の方からいただいた資料なんですけれども、今労災指定病院の労働患者は、入院で一〇％欠けて七・四％、外来で四・

一％と、むしろ一般病院化しているような状況ではないかと思ふんです。そんなに立てかえ払いを受けなくても運営に支障を来すことはないのではないかと一ふうに思われます。

労災指定医には立てかえ払いの貸し付けがございすけれども、労働患者にはどんな援助の手が差し伸べられているのでしょうか。保険金給付の支給決定されるまでの救済措置を講ずるお考えはございすでしょうか、お伺ひいたします。

○国務大臣(浜本万三君) 御指摘のような労働者個々人の一回払いの保険給付についてまで立てかえ払いを行うことは、診療費の支払いのように労災指定医療機関に対する継続的な支払い関係を前提とすることができないため、非常に困難であると思ひます。

いずれにいたしましても、被災労働者の負担を軽減するためには、保険給付の請求に對しまして迅速な処理を行うことが肝要であると思ひます。御指摘を踏まえまして、今後とも被災労働者の立場に立つて、より一層の迅速処理に努めてまいりたいと思ひます。

○武田節子君 よろしくお願ひいたします。では次に、妻が重度の障害者を介護した場合の夫死亡後の一時金についてお伺ひいたします。

このたび、重度被災労働者が業務外で死亡したときに、長期にわたり介護に当たつた遺族に対して百万円の一時金支給が検討されたように伺つておりますけれども、その趣旨と内容についてお尋ねいたします。

○国務大臣(浜本万三君) じん肺などの傷病により長期間にわたりまして療養している重度被災労働者が死亡された場合、労災年金の支給が行われなくなるから、その遺族の生活が著しく不安定になる場合が見られるところでありまして、そこで、今般の制度改善に関する論議を踏まえまして、こうした不安定な生活が重度被災労働者の長期間にわたる介護によつてもたらされたものと認められる場合には、労働災害による損害の延長としてとらえまして、一定の支援措置を講じて

いくべきであるとの判断に立つた次第でございます。

具体的には、平成七年度からの新規施策といったしまして、重度被災労働者が死亡された場合におきまして、長期間介護に当たってきた遺族に対しまして、一定の条件のもとに授養金といたしまして一時金百万円を支給することによりまして遺族の生活の激変を緩和するための援助を行ってまいりたいと考えております。

○武田節子君 妻が重度障害者を長期にわたって介護するに当たりますときに、共働きの妻のほとんどは職場を放棄しなければなりません。中高年女性が長い間介護して、その後夫に死亡されたときに百万円の授養資金で果たして自立した生活ができるでしょうか、大変私は疑問に思っています。夫死亡後、職場復帰はとも無理でございまして、雇ってくれるところもございません。そして、子供のところに身を寄せるにしても、核家族化している家庭に世話になることは到底無理でございまして、娘が嫁いだ場合、嫁いだ先に世話になることもこれでもできない相談ではないか、こんなふうに思うわけでございます。

私が働く婦人の会のとときにりましたアンケートの中で、老後不安というものの理由の中で一番先に上がったのが経済的不安、経済大国日本の中で経済的不安が一番上がったということも大変悲しむべきことだったんですけれども、その次が住居、そして子供は当てにならないというのが高い順位にございました。

こうなりますと、一時金百万円では私は生きられないのではないかなというふうに思うわけでございまして、当初一時金三百万円支給ということが検討されたようにも伺っておりますのでございまして、けれども、この三百万円が百万円になった理由、それをお尋ねしたいことと、また三百万円にして一日一万円で、三百六十五日一年分にもなりません。ましてや、百万円となったら家賃を払ったらもうそれで済みではないか。妻は介護のため職場を放棄して、その上自分の年金権まで失っ

てしまうのですから、超高齢社会における女性の自立した生活を保障するためには、やっぱり遺族年金の支給こそが最も望ましく思います。

女性の人権の尊重、人命の尊重の上から、ぜひともその方向で御検討いただけないものか、大臣にその御所見を承りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○政府委員(廣見和夫君) 経緯の点等も先生御指摘でございましたので、私の方からお答えさせていただきます。

今お尋ねの百万円の措置でございしますが、これは大臣から御説明申し上げましたように、今回新しい措置として新規施策として始める、こういうものでございます。その趣旨につきましては今大臣から説明があったとおりでございますが、重度被災者の介護をやっておられた方が、その重度被災者が亡くなられたということによって大変苦しい経済的情勢に立たされる、そういうことがあることも先生御指摘のとおり事実であろうかと思えます。

ただ、その人が申しますか、その亡くなられた重度被災者が業務上の理由によってそういう形になった場合には、これは労災保険制度として対応していくことになるわけでございますが、そうでない場合のケースが問題になるわけでございまして、労災保険制度の立場から考えてみますと、なかなかそういうような形に対しては、その方の生活の保障を全面的に保護、確保していくということができるかどうか、制度論としては大変難しい点があるんじゃないでしょうか、このように思っております。したがって、そういうような状況に立ち至った場合に、どのような形でそういう人に対して保護、保障を行っていくべきなのか、これはまた大きな社会保障制度の問題であるのではなからうか、こう思います。

しかし、労災保険制度の立場から見ても、今まで年金を受けておられた重度被災者の看護をやっていた方、その年金がその方の死亡によって支払われなくなる、急に生活が変化する、

そういう激変に對しまして、やはりこれは新しい措置として、せめてそういう状況に對しましては、残された方が次の生活の道をきっちりと確立されるまで、やはり何らかの形で援護してさしあげべきなのではないかというところで一時金百万円。他の制度もいろいろ私ども勉強いたしました。他制度とのバランスも考え百万円ということとでこの新しい考え方に基づく制度をスタートさせたい、こういう形で今措置しようとしているものでございます。

○武田節子君 最初三百万円が検討されたのが百万円になったといういきさつについて御説明いただきたいと思えます。

○政府委員(廣見和夫君) 長期家族介護者の援護金につきましては、確かにいろんな考え方があり得るわけでございます。私たちも検討の過程におきましては、いろんな数字を検討したことは事実でございます。

ただ、今申し上げましたようにいろんな要素から検討し、また関係の制度とのバランスも考え、あるいは関係の行政との相談も行い、そういう形の中で新しい制度としては百万円でスタートするということにはいたしたいということで、最終的に百万円という形で一応私ども制度のスタートを確保することができたという形になったところでございます。

○武田節子君 それでは次に、給付の内容と水準についてお尋ねいたしますけれども、一定定額の給付水準の考え方についてお尋ねいたします。あわせて、家族の苦勞等を考慮しても少し引き上げるべきではないかと考えますけれども、政府の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(浜本万三君) 親族等が介護に当たる場合の一定定額の給付水準につきましては、近親者の介護労働を金銭的に評価し、被災労働者が一定の損害をこうむっているものと取り扱うのが損害賠償実務の一般的考え方となっております。また、被災労働者の親族等の介護労働を一定の水準で金銭的に評価し、これを損害とみなして一律

定額を支給するものであります。

具体的には、現実に被災労働者の介護に当たっている介護時間を、女子のパートタイム労働者の一時間当たり賃金額に基づき被災労働者のこうむっている介護損害として評価することにより、常時介護を要する者については現行の介護料の一定定額と同水準に設定するものであります。

なお、随時介護を必要とする者につきましては、重度被災労働者の実態を見ると、常時介護を要する者の二つの程度の介護費用の支出を行っていること、自動車対人損害賠償保険支払い基準におきましても随時介護を要する者は常時介護を要する者の二つの一の介護損害が認定されていることなどから、常時介護を要する者の二つの一の額を支給することとするものであります。

また、家族の苦勞を考慮しても少し引き上げたらどうかという御意見でございますが、この点につきましては、在宅における重度被災労働者の介護がほとんど家族によって行われていること等を踏まえまして、現在労働福祉事業として支給している介護料におきましても、家族によって介護が行われる場合については他制度より特に手厚い給付を行ってきいているところであります。

親族等によって介護を受ける場合の一定定額の給付水準は、このような考え方を踏襲いたしまして設定されているものであります。在宅で介護を受ける重度被災労働者の実態を最大限に考慮した内容となっているものと考えております。

今後につきましては、パートタイム労働者の賃金動向等を見守りながら、給付水準について適宜検討を行ってまいりたいと考えております。

○武田節子君 次に、障害補償についてお尋ねいたしますが、障害補償はどのような場合に支払われるのでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(廣見和夫君) 労災保険の障害補償給付でございますが、災害等によって傷害を受ける、その傷害が治癒した場合に一定の障害が残るというふうになった場合には、その障害の程度に応じまして障害補償給付を支給するというように

なっております。

○武田節子君 労働福祉事業の整備拡充について、労働福祉事業として実施できる事業として被災労働者の受ける介護の援助を明記することとする理由をお伺いいたします。

○政府委員(廣見和夫君) 重度被災労働者の介護は大変重要な問題になってきているというふうには私も考えております。そういうところから、今般、介護補償給付の創設を行うということと同時に、労働福祉事業といたしまして各種の介護の施策を充実させてまいりたい、このように考えております。

そういう形で、労働福祉事業の中で例えば防災ホームヘルプサービス事業あるいは介護機器のレンタル事業等々を行っていくということになってまいりますので、そういったような介護に関する措置を法律上明記していく、これを明らかにしていくということが適切なのではないかと、このように考えまして、今般の法改正によりまして労働福祉事業の内容として介護についての内容を法律の中で明記することになったところでございます。

○武田節子君 労働福祉事業の拡充が必要なる理由と、拡充によってどのようなメリットがあるのかをお伺いいたします。

○政府委員(廣見和夫君) ただいまも申し上げましたように、重度被災者の介護は大変重要な課題になってきている、このように考えております。そういう意味で、具体的には新しい措置も講じてまいりたい、このように思っております。

第一点は、重度被災労働者に対して専門的な技術を身につけた介護人を派遣する、そして被災の特性を踏まえた介護サービスの提供を行う、こういうことができるような防災ホームヘルプサービス事業、これを新たに設けていきたいということでございます。

第二点といたしまして、重度の被災労働者の方はいくつかの介護機器を必要とされるケースが多うございます。そういうことで、民間の介護機器

レンタル業者を介しまして、こういったような介護機器のレンタルを低廉な形でサービスを提供する、こういうこともやってまいりたいというふうな考えております。

第三点といたしまして、在宅介護に対応いたしました住宅の増改築が必要になってくるケースが多うございます。こういったような場合に低利の貸し付けを行うことができる在宅介護住宅資金貸付制度を創設するというふうに考えております。

このような新しい介護の措置、施策を充実させていくということによって、重度被災労働者が適切な介護を受けながら生活していくことに制度として、労働福祉事業として貢献していくことができるのではないか、このように考えておるところでございます。

○武田節子君 住宅の改修費などもこれは労働省の方から基金が出るわけですか。

○政府委員(廣見和夫君) 先ほど申し上げましたように、重度の被災労働者の方々がもしお住まいを改造する、あるいはその人たちが使いやすいような形で手すり、階段あるいはお手洗い等々の改造が必要になるというときに貸し付けるといいう制度をつくりたい。これは労働福祉事業を通じて実施してまいりたい。限度額は、改造に必要なものというところでございまして、五百万円というふうな形で貸付制度を運用してまいりたい、このように考えております。

○武田節子君 では次に、現行のメリット制の適用状況についてお尋ねいたしますけれども、適用事業の割合、マイナスとなっている事業場の割合などについてお伺いいたします。

またあわせて、今回、労働者の安全または衛生を確保するための特別措置を講じた中小事業主について、メリット制による保険料率の増減幅を拡大する特例を設けることとした理由についてお尋ねいたします。

○政府委員(廣見和夫君) まず最初に、現在の労働のメリット制度の適用状況でございます。

このメリット制の適用を受ける事業場は全労働

保険の適用事業場数の約八%となっております。その中で特に継続事業について見ますと、五・三%の事業がメリット制の適用を受けるという状況になってございます。この五・三%のメリット制の適用を受ける継続事業について見てみますと、このメリット制の適用を受けて労働保険の保険料が引き下げられることになりました事業場の割合は八四%でございます。逆に保険料を引き上げられる形になったところは一四%程度でございます。

次にお尋ねの、今回のメリット制度の中に特例を設ける、特に中小企業事業主につきまして特例措置を設けるということについてでございます。

これは、先ほど来労働災害のお話も出ておりますが、労働災害は中小企業事業主に多く発生するという状況にございます。そういう意味で、これから一層中小企業事業主の労働災害防止努力を促進していくということが大変重要であると我々考えておるところでございます。

そういう意味で、これから特定の中小企業に対しては労働災害防止のための措置と、今申し上げております労働保険のメリット制度をリンクさせたいというところによりまして、中小企業の事業主の方が努力すれば保険料が下がるという仕組みのもとに一定の災害防止措置を活用しながら災害防止の努力を一層やっていただく、それが結果として災害の縮小につながる、あるいは事業主の方の保険料の負担軽減につながる、こういうことになるだろう。こんなような考え方から新しくメリット制の中に中小企業の特例措置を設けたい、このように考えたところでございます。

○武田節子君 その適用要件となる措置を講ずる事業主についてはすべて特例メリット制の対象とすれば手続の簡素化にもなると思われましますけれども、事業主の申請に基づく任意とした理由をお伺いいたします。

また、今回の特例メリット制度はどの程度の事業場が対象となると見込まれているのでしょうか。

か、お伺いいたします。

○政府委員(廣見和夫君) 今回の特例メリット制につきましては、今先生御指摘いただきましたように、確かに事業主の申請に基づいて運用していきたい、このように考えております。

この理由でございますが、メリット制につきましては、先ほど申し上げた数字を一般的なものについて御紹介申し上げましたとおり、確かに大部分の事業主につきましては保険料の引き下げになるわけでございますが、中には残念ながら労働災害の結果としてふえたということによって保険料がかえって引き上げられるという結果になるものも、先ほどの例で申し上げれば一四%程度あるわけでございます。そういうように保険料が高くなるということもございまして、中小企業事業主の中にはこれを強制的に適用することについては望まれないという方も出てくるのではなからうかというところを配慮いたしまして、事業主の申請に基づいて適用することにしてまいりたい、このように考えたところでございます。

それから第二点の、ではこの特例メリット制度はどの程度の事業主に適用されていくのかというお尋ねの点でございますが、これにつきましては、この特例措置は中小企業事業主であることを第一の要件にいたしたい。第二の要件といたしまして一定の安全衛生のための措置を講ずる、そういう事業主を対象にいたしたい、こう考えております。

中小企業事業主であることが必要ということ、その要件から見えてまいりますと、事業場は約五万八千がベースになってまいります。ただ、この五万八千の事業場の中で、先ほど申し上げました第二の大きな要件でございます特定の労働安全衛生施策を利用しているという措置を講ずる事業主ということになってまいりますので、これはこれから私ども、どのような安全衛生措置を要件として規定していくかという要件の規定の仕方、あるいはそれを利用していただく事業主の状況、先ほど申し上げましたように申請に基づく

いうことでもございますので、そのあたりはいろんな形でこれから変化もあるだろうと思っております。実態に即して多く活用されるように努力はしてまいりたいと思っておりますが、状況につきましては五万八千事業場をベースに展開される施策であるということでございます。

○武田節子君 では、最後に労働大臣にお尋ねをして終わらせていただきます。

第三十六条の行政不服審査法の不適用についてお尋ねいたします。

労働基準監督署側が書類や物品を審査官や審査会に提出したものについて、審査請求をした側が閲覧できないようになっております。本日はそれを見せられないと有効な攻撃も防御もできないわけでございます。ところが、そういう閲覧権は労働保険の場合にはございません。地方公務員の場合には地方公務員災害補償法によって行政不服審査法が適用され、審査に提出された資料、書類の閲覧請求ができます。資料、書類の開示、閲覧ができることが望ましいと思えますけれども、労働大臣の御所見をお伺いして私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(浜本万三君) 審査請求における資料の開示につきましては、第一にプライバシー等の問題もあり第三者に迷惑が及ぶと判断されるもの、それから第二は資料提供者の同意を得られないもの、こういう二つの点につきましては開示が適当でないと考えております。したがって、それを除きまして、できるだけ開示することになしておりますところでございます。

今後とも、資料開示を含めまして審査請求事案の適正な処理に努めてまいりたいと思っております。

○武田節子君 ありがとうございます。終わります。

○古川太三郎君 新緑風の古川です。労働保険の財政についてちょっと伺いたんですが、平成元年には積立金累計というのが一兆一千五百億円、平成五年では三兆八千九百八十億円、非常に多くなっているんですが、そういう意

味で、随分子算的には余るというようにも考えられるんです。聞くとところによりますと、これは充足賦課方式ですか、その年の労災認定、これが二十年ほどお金がかかるという分では、その年の保険料で支払うんだという趣旨のことはわかります。わかるんですけれども、しかし、いかにも予算額からすれば累積の繰り越しが多過ぎると私は思うんです。それならば今まで議論されました労災をもっと厚く、手厚く保護してもいいんじゃないか、あるいはまた広く適用してもいいんじゃないか、そのぐらゐの余裕があるんじゃないかなという気持ちがいいたします。

このあたり、大臣はいかがお考えになるか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(浜本万三君) 労働保険の積立金は、既に発生した労災事故により年金受給者となっておられる方々の将来の給付のために積み立てているものでございます。

委員御指摘のように、平成五年度末で約三兆九千億円となっておりますが、この額は現在約二十万五千人いる年金受給者に対する将来にわたる給付には必ずしも十分とは言えない状況でございます。

したがって、今後ともなお積み増しが必要であるというふうに理解をいたしておる次第でございます。

○古川太三郎君 その二十万五千人ですか、大体どのぐらゐになるのか見当はちよつとつきかねますけれども、それにしても随分と累積が多くなっているんです、この平成七年度にいろいろと改正がされますけれども、そういうのは一応は予算的な余裕を見込んでの手厚い、ちよつとずつ前進していることは大変評価するんですが、その前進は保険料を同じくしながら前進しているということだと、その分だけ予算的な余裕があるんじゃないかなと思つたりもするんです。

だから、どこまでが余裕なのか。今の大臣の答弁ではなかなかそういう資力はないんだとおっしゃいますけれども、今までよりも厚く、手厚く保護する、あるいはその範囲も広げたという前進を認めるならば、本日にそれでいいのかどうか。もう一度突っ込んで大きく前進をしていただきたいと、このように思ふんですけれども、そのあたりはいかがですか。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生お尋ねの点でございますが、確かに五年度末で積立金約三兆九千億でございます。

しかし、大臣が申し上げましたようなことで、既に二十万五千人の年金受給者の方がおられるという状況になりますと、この方に今後支払っていくべきものは既に一定の予測がある程度つくわけでございます。これらそれとして確保しておく必要がある。これからいろんな形で発生する災害、そこから出てこれらる被災労働者の方、これに対する給付につきましてはその都度保険料として徴収させていただく、基本的にはこういう考え方になっておるわけでございます。

そこで、少し長期的に見てみますと、確かに労働災害は減少してきております。これは事業主の方の努力、あるいは労働災害防止等の行政努力、そういうものが相まってそういう結果になっているんだらうと考えております。したがって、保険料につきましても、今私ども三年間の状況を検討いたしまして、今般新たに改定いたします保険料率は、平均的には千分の一・一ほど下がるというところになってまいります。千分の一・一で下がる保険料収入の減は千七百億円余という形になっております。

今後とも、全般的には労働災害が減少する、また減少させる努力を我々もしていきたい。そういうことの前提で、例えば先ほど来から申し上げておりますような、今回提案させていただいている法改正に基づきます保険給付等の内容の改善につきましては、新たに保険料の増というのをしない範囲内において災害の減少等によるもので対応できるのではなからうか、このように考えております。

ただ、既に発生いたしました年金受給者に対する今後のかなり長期にわたつての数兆円規模で見込まれるもの、これは新しく保険料として事業主の方からいただくということにはできませんので、それはそのときそのときの計算をして一定のものを用意していく必要がある、こういうことでございます。この三兆九千億はそのためのものであるし、また、現在まだ必ずしもそれで十分ではない額でございます。こういうふうに御理解いただければ大変ありがたいと、このように思っております。

○古川太三郎君 私としては、保険料を安くしろとか言うつもりは一つもないんで、むしろ手厚くこの適用範囲を広げるとか、あるいは手厚く保護するとかいう方向に進んでいただければありがたいと、こう思っております。

それと、それに関連するんですけれども、この労働委員会の方の経過を見ておきますと、附帯決議で、また先ほどお話が出ました迅速な処理をしなければならぬというようなことから、職員の不足があるのではないかなと。これはもう附帯決議に何回も出ていますね。そういうようなところでのような考え方をもちたいかな、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生御指摘いただきましたように、労働保険制度全体を適切に運用していくためには、一定の職員数の確保、これは大変重要な問題であるというふうに私も考えております。そういう意味で、従来からも一定の職員、要員の確保ということで努力してきたつもりでございます。

来年度に向けても、一定の体制の充実というものも図りながら労働保険制度の確な運用に努力していきたい、このように思っております。例えば、労災の問題に限って申し上げれば、十九の監督署におきまして労災の課長制を新たに設けると同時に、いろいろな相談体制の充実、複雑な事案への対処等も考えまして、監督署に労災問題を主として担当する次長も新しく設ける、こういうような措置も予定いたしております。

働者の保護を目的とした労災保険制度ですから、本来ならば国内だけの適用だろうと思うんですが、今度は海外事業において事業主として業務に従事する人、こういう方の特別加入を認めたいと思います。本来ならば日本だけの適用というのがなぜ海外までしなきゃならぬのか。大体その意味もわかりますが、いまだその理由をお願いしたいと思います。

○政府委員(廣見和夫君) 今御説明させていただきまして、海外に派遣される方、海外に出勤される方、増加している状況にござい

ます。その中で、海外の事業に代表者等として派遣される方の状況でございますが、これは向こうの行った先が大企業という状況であればまた別でございます。それで、私も中小企業に着目いたしてみますと、規模が小さければ小さいほど、そこではやはり企業の代表者であつても労働者とともにその労働者の方々が従事する作業と同じような作業に従事する、こういうケースも非常に多いというふうに承知しております。

そういう実態を考えますときには、やはり労働者に準じて保護していく必要があるのではなからうか、またその保護の必要性が高まっているのではなからうか、このように考えております。

具体的に国内の中小事業主の方につきましては、一定の状況を前提といたしまして私も特別加入の制度を適用しているところでございまして、こういったような国内の中小事業主についての取り扱いとのバランス、こういったことなども考慮いたしまして、海外に派遣される人で事業主等の立場にあつても、中小事業に派遣される場合に付きましてはこの特別加入の制度の対象にいたし保護を図ってまいりたい、このように考えた次第でございます。

○古川太三郎君 事業主としても特別加入ができるということですが、そうならば、この給付基礎日額の上限ですが、一万六千円でとまりに

するものかどうか。本来ならば大体そういう方はいまだ収入が高いだろうと思うし、また本当に若い人じゃなくて、壮年層の方が多いんじゃないかなと、こういう気もするんです。

そういう意味から、給付基礎日額の上限が一万六千円とまりというのは、若干、余りにも制限し過ぎていて、ではないかなと、こう思うんですが、それでも、それを大臣にお聞きして終わりたいと思います。

○国務大臣(浜本万三君) 海外派遣者の年齢構成を見ますと、三十五歳以上五十歳未満の者が七割を占めておるそうです。それで、その平均年齢が四十一・六歳というふうになっておるそうです。

そこで、一般の雇用労働者の給付基礎日額に適用される四十歳以上四十五歳未満の年齢層の最高限度額というのを、平成六年八月から平成七年七月までの最高限度額を調べてみますと、二万八千五百円になるんだそうです。

それで、今議員が御指摘のように、現行では一万六千円とされております特別加入者の給付基礎日額の最高額を、先ほど申し上げた額にや類似する額として二万円に引き上げるよう必要な措置をとってまいりたい、かように考えております。

○古川太三郎君 ありがとうございます。終わります。

○吉川春子君 過労死の新しい認定基準、基発第三十八号について伺いたいします。

まず大臣、今回の改定の目的、理由を伺いたいと思います。

昨年の十二月十六日に「脳・心臓疾患等に係る労災補償の検討プロジェクト委員会検討結果報告」によりまして、同委員会の設置目的は、近年、この認定基準やその運用が労働者にとつて厳し過ぎる、労働者の保護に欠けるのではないか等の意見もあり、また行政事件訴訟においても国が敗訴する事案が、裁判で負ける事案がふえているために、脳・心臓疾患等に係る労災補償についての問題点を整理して、今後の対応を明らかにする

ことというふうになっておりますが、今回、労働省が認定基準を改定されたのもこの線に沿ったものと見てよろしいんでしょうか。大臣の認識を伺います。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生御指摘になられましたとおりでございます。いろんな御意見があつた、あるいはまた国が敗訴する事案もある、こういうこと等を踏まえまして、問題点の整理を行うということにいたしましたところでございまして、その整理いたしました状況に基づきまして、今般、認定基準の改正を行ったところでござい

ます。○吉川春子君 一九九三年の過労死による労災認定申請に対する審査会の裁決件数は四十四件で、すべて棄却の裁決がされました。

今回、新認定基準が仮に適用されていたら救われる事例が可能性としてふえるのですか。

○政府委員(廣見和夫君) 今回の認定基準の改正を適用して過去の処分について考えてみるとどうなるか、あるいは認定基準の改正によって今後ふえるのかどうか、こういうことでござい

ます。私も、先ほどの趣旨で認定基準の改正を行った。その中には、一定の状況を見る仕方あるいは基準につきまして幾つかの積極的な改正を行つていくつもりでござい

ます。そういうことを考えますと、一般的に申し上げれば、この見直しによりまして改正されました認定基準によって判断することによりまして認定件数が増加するということになってくるのではなからうか、このように考えております。

○吉川春子君 今回の改正点は四つありまして、業務の過重性を客観的に評価するために同僚等の年齢、経験等を考慮することとした点。二番目は、発症一週間前の業務を付加的にはなく総合的に評価することとした点。三番目に、質的に著しく異なる業務の評価について、専門医評価の重視。四は、継続的な心理的負荷。こうなっているんですけれども、このそれぞれの項目について救われる可能性がある事案が今後ふえるというふう

に受けてよろしいんでしょうか。

○政府委員(廣見和夫君) 今御指摘いただきました点につきましては、私も積極的に改正を行った点であるというふう

に考えております。一つの事案につきましていろんな形の判断要素があろうかと思つたので、一点のみによつて結果が出てくるというわけでもないということを考えますと、いろんな改正が複合的に作用してくるということも多々あるのではなからうか、こう考えております。

したがしまして、必ずしも個々の判断基準あるいは個々の改正点によつてそれぞれに対応して件数がふえるかどうかということになりますと、なかなか難しい点があるんじゃないかなと思つたんですが、それらを総合いたしまして、先ほど申し上げましたようなことで、結果として今までよりも認定される件数がふえるのではなからうか、このように考えておるところでござい

ます。○吉川春子君 四つの改正点の中でも、一週間という項目に関してはより多くの事例が救われる可能性が強いんですか。

○政府委員(廣見和夫君) ただいま申し上げましたように、なかなか一つの基準でどうなるかということは言えない面が強いのではなからうか、このように考えております。それぞれいろいろんな事例の出方にもよると思つたし、今後の状況にもかかわつてまいりますので、どの項目でどの程度というのはなかなか申し上げることは難しいのではなからうかというところでござい

ます。ただ、総合した場合には先ほど申し上げているようなことになるのではなからうか、このように考えております。

○吉川春子君 プロジェクト委員会の検討結果では、この間判例で確立されてきた過労死認定の論拠が無視されてい

例えば、日常業務に比較して特に過重な業務について、同種同僚労働者にとつても特に過重な精神的、肉体的負荷を生じさせたと客観的に認められる業務を言うというふうにしまして、今回、こ

という一般的な労働者という想定ではなく、新たに同僚の労働者で、年齢であるとかあるいは経験等を考慮しながら比較をしていく、すなわち高齢労働者であれば高齢者の方というものを想定しながら

それから先日、前回ですけれども新日鉄の、これはまだこれから導入されようとしているんですが、二直二交代の十二時間変形労働時間の問題が、

を行います。

○吉川春子君　それで大臣、現行法の枠を超える問題ですのでぜひ大臣にお伺いしたいと思うんで

すけれども、今回、労働省も阪神・淡路大震災の問題についてはかなり弾力的に労災を適用したというふう聞いておりますが、問題はメリット制なんです。労災認定されると、その結果保険料の引き上げにつながるわけで、これは復興に力を入れていく事業主にとっては酷な結果となるわけです。

通勤災害についてはメリット制の除外になっておりますので、阪神・淡路大震災の事例についても、立法措置といいますか行政措置といえますが、現行ではメリット制がそのまま適用されちゃって、たくさん労災を出すと今度保険料にはね返ってくるということになるので、この点についてはぜひ今後新しい問題として検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(浜本万三君) 天災地変による災害にかかわる業務上外の考え方につきましては、従来より、被災労働者が作業方法、作業環境、事業場施設の状態等から見て危険な環境下にあることにより被災したものと認められる場合には、業務上の災害として取り扱っておるところでございます。阪神・淡路大震災の被災労働者についても同様な取り扱いをさせていただいたわけでございます。

すなわち、業務に伴う危険が現実化したものを業務上災害として保険給付するものであるために、他の業務上災害にかかわる労災保険給付の考え方と変わりなく、メリット制につきましても通常の取り扱いとさせていただきますかと思っております。

ただ、今後の問題につきましては、さらにその後の進展状況を見まして検討をしてもよろしいのではないかと考えております。

○吉川春子君 手続の迅速化の問題について先ほど同僚委員からいろいろ出しましたので、私は端的にお伺いしたいんですけれども、なぜこんなに時間がかかるかということなんです。

私の調査では、昭和五十六年以降、審査官処理期間調査結果をまとめてみますと、六十一件中、

一年以上未決が二十三件、そのうち三年以上が五件、四年以上が四件もあるんですね。労働省の資料でも審査官が一年八カ月、審査会が三年二カ月、平均ですけれども合計四年十カ月もかかっている。これは行政監察のときももっと短くせよという監察報告が出ていると思うんですけれども、やはり非常に認定をシンプルにしていかなきゃならないという問題が一つ。

それからもう一つ具体的な問題としては、過労死の認定作業を労働省本省との協議事項にしていますけれども、労働基準監督署に権限を与えていたずらに何でも本省にお伺いを立てて判断するというシステムが認定に時間をかけているその原因の一つだとも思っています。これは行監でも指摘されています。

行監の平成五年の報告によりますと、これは福岡中央監督署の稟回事案、本省にお伺いを立てた例が報告されているんですけども、疾病と業務の因果関係が不明として各監督署から労基局を通じて本省に稟向した例は七件あって、回答までに一年三カ月要した。「りん回事案に対する回答が迅速に行われているとは認め難い」と指摘されているわけです。

余りにも稟回事案が多い、これが問題なんです。私が仄聞したところによりますと、例えば過労死弁護団の事例は稟回事案となつていて聞かれています。こういうものはやはり稟回事案についてもう少し少なくしていく。過労死弁護団なんというのはいくら論外なんですけれども、この点についてどうですか。

○政府委員(廣見和夫君) 労災給付につきましては処分決定、これは先ほど来でございますように、普通は一定の標準処理期間を設けて迅速な処理に努めるということでやってございます。年間四百万件を超える事案を処理しなければならぬ、そのほとんど、九九%以上が一定の迅速な処理がなされているわけでございます。

ただ、中には確かに先生御指摘のように、非常に複雑な事案、あるいはまた医学的な判断、かな

り高度の専門的な医学的判断を要するような事案等々がございまして、このような事案につきましては時間を要するというのも現実でございます。このケースは全体から見ますとごく少数であろうかと思えます。ただ、その中で、さらにまた当事者との争いになり、審査請求がされ、あるいは再審査請求がなされてくるということで、今先生がお話しのような形で一定の期間を要する形になってくるわけでございます。

ただ、稟向のことについて申し上げますと、私もなかなか労働基準監督署段階では判断が難しいというふうなケースもあることも事実でございます。まして、特にそれはやはり疾病にかかわるもの、非常に高度の医学的判断が求められるようなものがあるわけでございます。また、その中にはいわゆる過労死の事案が入つてまいります。これにつきましては、過労死の事案自体がやはり内容が複雑である、あるいは調査項目が多岐にわたるということ、一定の時間を要することになってしまふわけでございます。

私も、稟向につきましては、そういったような観点から、主として技術的なあるいは専門的な判断を要するもの、こういうことで、それを中心に、署の方では地方の局に、あるいはまたさらに本省に相談がある、こういう実態の中で可能な限り早く回答するというところで努めているところでございます。

○吉川春子君 過労死弁護団のことは専門的、医学的な問題なんです。

○政府委員(廣見和夫君) 私ども、稟向を要するものというのは、先ほど申し上げておりますような大まかな技術的な問題あるいは専門的なものというところで、内容の複雑性あるいはまた専門性という点に限って私ども稟向に應ずるということにしているところでございます。

○吉川春子君 私の指摘したものは稟向の事案ではないということのようですね。

それで、最後に資料の公開についてお伺いいたしますけれども、資料の公開がなされないために

非常に困っているわけですね。この資料の公開をぜひ積極的にしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(廣見和夫君) 資料の公開、開示の点につきましては、先ほど大臣からも話があったとおりでございます。私ども、一定のもの、すなわちプライバシー等の問題のあるものあるいは資料提供者の同意を得られないものなど、開示することが適当でないものを除きまして開示するという点にいたしているところでございます。

○吉川春子君 今、局長が言われましたことを現場に当てますと、公開できなくなっちゃうんですよ。

平成五年一月二十日の基発三八号、「小委員会報告を踏まえた労災保険制度の適切な運用について」によりますと、労働基準行政機関の所持する文書の開示は、「労働基準行政機関として調査検討が十分に尽くされ、かつ、何らの意見、判断等を含まない客観的事実であつて、企業の秘密あるいは個人の名誉、プライバシー等に属しない事項に限って開示する」とすると。これでは何にも開示できないんですよ。資料を開示するということを国会でも一応基本的にはおっしゃつていまして、これもこれは開示するなということと同じ意味ではないでしょうか。

大臣、最後に伺いますけれども、企業秘密とかプライバシー云々と言いますけれども、一方では、重大な労働災害が起こつていて人の命が失われるというふうなことも発生しているわけですね。民事上のみならず刑事責任にもなりかねない事例もあるわけですね。しかし、まずその被災者を経済的に救うために労災は無過失責任という形で処理をされているわけですね。企業秘密と言いつても、労災を発生させた企業の社会的責任だつてあるんじゃないでしょうか。

しかも、労働省が開示しない資料は、次の審査会の段階では全部開示されるわけなんです。だから、結局は開示される資料をなぜ労働省の認定を下した段階で開示しないのですか。被災者の家

族はその段階での開示を強く求めているわけなんです。どうしてもそれが必要なんです。

○審査会段階での開示は、これはもう労働省じゃないんだ、ほかがやることなんだから責任はない、しかし労働省としては開示できないんだというところであるとすれば、これは余りにも責任逃れであって、いずれ絶対開示される資料を早く開示する、労働省の段階で開示する、これは無理なお願ひでも何でもありませんであって、被災者の家族の方々の利益のためにぜひ開示していただきたい、労働省の段階で開示していただきたい。そのことを最後に強くお願いして答弁を求めます。

○国務大臣(浜本万三君) 今のお尋ねなんです、平成五年の通達に関するところでございますので、局長の方から答弁させます。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生御指摘になりましたようなことで私も地方の方に指示いたしていることは事実でございます。そういう中で、私も個々の機関におきまして適正な開示要求への対応をしているというふうに考えております。

また、審査会のことを今先生お話しございました。これにつきましては、確かに審査会は独立してその職権を行使するというようになっておるわけでございまして、審査会、審査委員の御判断で対応がなされているというふうに考えておりますので、私も私どもは私どもの立場からそういったような問題に適切に対応していきたい、このように考えております。

○吉川春子君 最後に、労働省の段階で現場で個々のケースでとかおっしゃいますけれども、どこか資料を開示した例があるんですか。一件もないでしょう。その点を問題にしているんですよ。どこかで出してどこかで出していないという問題じゃなくて、労働省の段階では全く出していないんですね。しかし、同じ資料が次の審査会の段階では全部開示される、これはおかしいじゃないですか。責任逃れじゃないですか。この点、大臣いかがお考えですか。

○政府委員(廣見和夫君) 今先生、一つは審査会

の対応が一定の資料の開示がなされている、それとの比較において私どもの対応がいかかと、こういうお話でございまして、その点につきまして、審査会は審査会としての御判断の上で措置がなされているのであらうと、私どもの立場から審査会のなさっておられる方法についてとかくのことを申し上げる立場にはないということを申し上げたところでございまして。

私どもの立場といたしまして、先ほど申し上げましたような基本的な考え方によりまして、個々の開示要求等につきまして個別に判断してきている結果が今の状況であるということとございまして。

○吉川春子君 ゼロですね、ゼロですね。

○政府委員(廣見和夫君) 個々の要請、要求等につきまして私ども必ずしも今つづきにその状況を把握しているわけではございませんので、具体的な数字的な状況については今の段階では申し上げかねるところでございまして。

○吉川春子君 大臣に最後にお答えいただいて、終わります。

○国務大臣(浜本万三君) 開示の問題。平成五年の通達で出ているものから、その通達に従って今開示を行っておるということでございまして、御了解をいただきたいというふうに思っています。

確かに、吉川議員がおっしゃったように、私も労働審議会の委員になった経験があるんですが、審議会ではあらゆる資料が委員の判断によって事実上開示されるわけなんです、そのときには申請者の方に余り開示の問題については支障のないように審議が進められておる経験を私も持っておるものですから、したがって労働省の方では平成五年の通達のとおり現在のところは開示の方法は守っておるわけでございまして。

○齋正敏君 齋正敏です。

まず労働保険につきまして、この年間の予算の規模と、それから会計の性格などについて説明してください。

○政府委員(廣見和夫君) 労働保険制度は、事業主が拠出した労働保険料を財源としてその運営が行われているところでございまして。平成七年度につきましてこれを見てみますと、保険料収入が一兆五千六百億円に上っております。そのほか、預託金の利子収入等が五千四百億円余でございます。収入が合わせまして二兆一千億円というところになっております。これに對しまして支出は、保険給付費が約八千八百億円等々、各種の支出項目がございまして。

○齋正敏君 合計幾らですか。お金は残るんだと思うんで、その残っているのはどういうふうにされておりますか。

○政府委員(廣見和夫君) 歳出の方につきましてもう少し詳しく申し上げますと、保険給付費が今申し上げましたように八千八百億、業務取扱費が五百億円程度、施設整備費、それから労働福祉事業費等がございまして。その他、他勘定への繰り入れが千三百億円程度、それから予備費が五百億円程度、それで合計の歳出が一兆四千三百億円というところになってございまして。

この残りの、先ほど申し上げました収入と支出の差でございまして、これは先ほど来もお話が出ております、主として年金受給者の将来の年金給付のための積み立てに回るといふ仕組みになっておるわけでございまして。

○齋正敏君 今回の法律改正で使われる方の予算がふえると思いますが、どれくらいふえますか。それから、それはもちろん現在の保険料の枠内で行われるものと理解していますが、それでよろしいですか。

○政府委員(廣見和夫君) 今回の法律改正によります必要額でございまして、これは施行時期の關係もございまして、平成七年度の予定では約九億円ということになっております。これが次第に平年度化されまして支出が多くなつてまいりました。平年度化ベースでその額を見ますと約九十七億円ということになってまいります。この九十七億円につきましては、労働保険制度全体を考

えてみますと、今後の災害率の低下等が見込まれるという状況にもございまして、保険料の引き上げを行わずに全体の財政の中でこれへの対応が可能である、このように考えてございまして。

○齋正敏君 わかりました。

労働保険の制度ですけれども、これは事業所が強制的に加入しなければならぬ制度である、このように理解してまいります、それから保険金の方は全額事業主が負担するものと理解してまいります。労働省としてすべての事業所が加入するようにどのような指導をしておられるか、説明ください。それから、加入をしなかつたり保険料を納めなかつたりしたような場合も事業所の中にはあるかと思ひますが、そういうときにはどのように処理しているかもあわせてお答えください。

○政府委員(伊藤庄平君) 労働保険につきましては、御指摘のように当然に加入しなければならぬ強制加入制度となっております。したがって、この労働保険への加入手続を怠っている事業主に対しては、発見されればその事業主が行っている事業内容を調査いたしまして、労働保険料の額を確定し、加入手続を行わせた上でこれを納付させる、こういったことを進めているところでございまして。もしこの事業主がそういった決定を受けた後も保険料を納付しないということがあれば、国税滞納処分の例によりまして督促、滞納処分等の強制徴収を行っているところでございまして。

ただ、こういった未適用事業主に対して強制的な保険料の納付等を行わせることはもちろん行政コストがかかるわけでございまして、私も日ごろからこういった未手続の事業所の把握に努めておりまして、こういった事業所への適用勧奨を強力に進めているところでございまして。とりわけ、毎年十月にはこの月を労働保険適用促進月間と定めまして、集中的に広報活動を行いながら適用促進活動を行う、あるいは全国の労働保険事務組合が組織しております労働保険事務組合連合会と連携をとりまして、こういったところ

を通じて労働保険の適用促進を勧奨し事務手続をやっていたと、そういった委託事業も展開いたしまして、未手続の事業所の解消に向けて努力を続けているところでございます。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生御指摘のとおりでございます。労働者の保護のために、事業主が仮に保険料の手続を怠っているというように被災労働者が出た場合には労災保険給付を行っているところでございます。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生御指摘のとおりでございます。労働者の保護のために、事業主が仮に保険料の手続を怠っているというように被災労働者が出た場合には労災保険給付を行っているところでございます。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生御指摘のとおりでございます。労働者の保護のために、事業主が仮に保険料の手続を怠っているというように被災労働者が出た場合には労災保険給付を行っているところでございます。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生御指摘のとおりでございます。労働者の保護のために、事業主が仮に保険料の手続を怠っているというように被災労働者が出た場合には労災保険給付を行っているところでございます。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生御指摘のとおりでございます。労働者の保護のために、事業主が仮に保険料の手続を怠っているというように被災労働者が出た場合には労災保険給付を行っているところでございます。

○政府委員(廣見和夫君) 今、先生御指摘のとおりでございます。労働者の保護のために、事業主が仮に保険料の手続を怠っているというように被災労働者が出た場合には労災保険給付を行っているところでございます。

今後とも、外国人労働者が不利にならないように、より一層の周知徹底に努めてまいりたいと思います。

○政府委員(廣見和夫君) 労働基準監督署長の行いました労災保険給付の決定に不服がある場合には、各都道府県の労働基準局に置かれております労働者災害補償保険審査官、この審査官に申し立て審査請求をできるということになっております。

○政府委員(廣見和夫君) 労働基準監督署長の行いました労災保険給付の決定に不服がある場合には、各都道府県の労働基準局に置かれております労働者災害補償保険審査官、この審査官に申し立て審査請求をできるということになっております。

○政府委員(廣見和夫君) 労働基準監督署長の行いました労災保険給付の決定に不服がある場合には、各都道府県の労働基準局に置かれております労働者災害補償保険審査官、この審査官に申し立て審査請求をできるということになっております。

○政府委員(廣見和夫君) 労働基準監督署長の行いました労災保険給付の決定に不服がある場合には、各都道府県の労働基準局に置かれております労働者災害補償保険審査官、この審査官に申し立て審査請求をできるということになっております。

○政府委員(廣見和夫君) 労働基準監督署長の行いました労災保険給付の決定に不服がある場合には、各都道府県の労働基準局に置かれております労働者災害補償保険審査官、この審査官に申し立て審査請求をできるということになっております。

○政府委員(廣見和夫君) 労働基準監督署長の行いました労災保険給付の決定に不服がある場合には、各都道府県の労働基準局に置かれております労働者災害補償保険審査官、この審査官に申し立て審査請求をできるということになっております。

部分の保険料をごまかして、そして低く申請しているという場合があると聞いていますので、このようなことを発見、発覚した場合にどのようなにしているのか、そういうごまかしができないようにどういうふうに監督しているのか、それを示してください。

○政府委員(伊藤庄平君) 労働保険料の納付につきましては、先ほども出しましたように五月十五日までに自主的に申告納付していただく建前でございますが、この自主的な申告納付がございましたら、私どもその中から計画的に賃金の調査を立入検査によって行っております。

○政府委員(伊藤庄平君) 労働保険料の納付につきましては、先ほども出しましたように五月十五日までに自主的に申告納付していただく建前でございますが、この自主的な申告納付がございましたら、私どもその中から計画的に賃金の調査を立入検査によって行っております。

○政府委員(伊藤庄平君) 労働保険料の納付につきましては、先ほども出しましたように五月十五日までに自主的に申告納付していただく建前でございますが、この自主的な申告納付がございましたら、私どもその中から計画的に賃金の調査を立入検査によって行っております。

○政府委員(伊藤庄平君) 労働保険料の納付につきましては、先ほども出しましたように五月十五日までに自主的に申告納付していただく建前でございますが、この自主的な申告納付がございましたら、私どもその中から計画的に賃金の調査を立入検査によって行っております。

○政府委員(伊藤庄平君) 労働保険料の納付につきましては、先ほども出しましたように五月十五日までに自主的に申告納付していただく建前でございますが、この自主的な申告納付がございましたら、私どもその中から計画的に賃金の調査を立入検査によって行っております。

○政府委員(伊藤庄平君) 労働保険料の納付につきましては、先ほども出しましたように五月十五日までに自主的に申告納付していただく建前でございますが、この自主的な申告納付がございましたら、私どもその中から計画的に賃金の調査を立入検査によって行っております。

ような仕事の場合は、仕事の性格上とは思いますが、下請、孫請制度というのが非常に多いわけですが、例えばそういう孫請の仕事をしている労働者が労災事故に遭った場合というふうに考えていただいているのですが、そういうときの労災補償の責任はだれが負うことになっておりますか。

○政府委員(廣見和夫君) お尋ねの建設事業におきまして、数次の請負の場合でございますが、これは労働基準法によりまして災害補償につきましては原則として元請人が使用者とみなされまして、例えば下請労働者が被災した場合でありまして、その元請人に災害補償責任がある、元請人が災害補償の責任を負うことになっております。

○政府委員(廣見和夫君) お尋ねの建設事業におきまして、数次の請負の場合でございますが、これは労働基準法によりまして災害補償につきましては原則として元請人が使用者とみなされまして、例えば下請労働者が被災した場合でありまして、その元請人に災害補償責任がある、元請人が災害補償の責任を負うことになっております。

○政府委員(廣見和夫君) お尋ねの建設事業におきまして、数次の請負の場合でございますが、これは労働基準法によりまして災害補償につきましては原則として元請人が使用者とみなされまして、例えば下請労働者が被災した場合でありまして、その元請人に災害補償責任がある、元請人が災害補償の責任を負うことになっております。

○政府委員(廣見和夫君) お尋ねの建設事業におきまして、数次の請負の場合でございますが、これは労働基準法によりまして災害補償につきましては原則として元請人が使用者とみなされまして、例えば下請労働者が被災した場合でありまして、その元請人に災害補償責任がある、元請人が災害補償の責任を負うことになっております。

○政府委員(廣見和夫君) お尋ねの建設事業におきまして、数次の請負の場合でございますが、これは労働基準法によりまして災害補償につきましては原則として元請人が使用者とみなされまして、例えば下請労働者が被災した場合でありまして、その元請人に災害補償責任がある、元請人が災害補償の責任を負うことになっております。

○政府委員(廣見和夫君) お尋ねの建設事業におきまして、数次の請負の場合でございますが、これは労働基準法によりまして災害補償につきましては原則として元請人が使用者とみなされまして、例えば下請労働者が被災した場合でありまして、その元請人に災害補償責任がある、元請人が災害補償の責任を負うことになっております。

ということになっておるところでございます。私も、私もそういうものを含めて適正な形で、あるいは被災隠しが行われないよう厳正に対処しているところでございます。

○政府委員(廣見和夫君) 原則として今先生お話しになったようなことになるわけでございます。○政府委員(廣見和夫君) 被災隠しと言われているようなものは厳正になくさなければならぬわけで、もちろん被災者のものがなければ一番ベストでありますけれども、事故があった場合には速やかにその事故に際した処置がなされなければならないわけですから、労働省として今後とも一層そういう被災隠しと言われていることがないように努力していくべきだと思いますが、お考えはどうですか。

○政府委員(廣見和夫君) 御指摘の趣旨を踏まえて努力してまいりたいと思っております。○政府委員(廣見和夫君) 御指摘の趣旨を踏まえて努力してまいりたいと思っております。○政府委員(廣見和夫君) 御指摘の趣旨を踏まえて努力してまいりたいと思っております。○政府委員(廣見和夫君) 御指摘の趣旨を踏まえて努力してまいりたいと思っております。

○政府委員(廣見和夫君) 御指摘の趣旨を踏まえて努力してまいりたいと思っております。○政府委員(廣見和夫君) 御指摘の趣旨を踏まえて努力してまいりたいと思っております。○政府委員(廣見和夫君) 御指摘の趣旨を踏まえて努力してまいりたいと思っております。○政府委員(廣見和夫君) 御指摘の趣旨を踏まえて努力してまいりたいと思っております。

○政府委員(廣見和夫君) 御指摘の趣旨を踏まえて努力してまいりたいと思っております。○政府委員(廣見和夫君) 御指摘の趣旨を踏まえて努力してまいりたいと思っております。○政府委員(廣見和夫君) 御指摘の趣旨を踏まえて努力してまいりたいと思っております。○政府委員(廣見和夫君) 御指摘の趣旨を踏まえて努力してまいりたいと思っております。

でございます。

○政府委員(廣見和夫君) 平成十一年度で申し上げましたような数字でございますが、そのベースとなりまして利用を見込む重度被災者の方は約四千九百人と、このように考えております。○政府委員(廣見和夫君) 平成十一年度で申し上げましたような数字でございますが、そのベースとなりまして利用を見込む重度被災者の方は約四千九百人と、このように考えております。

○政府委員(廣見和夫君) 平成十一年度で申し上げましたような数字でございますが、そのベースとなりまして利用を見込む重度被災者の方は約四千九百人と、このように考えております。○政府委員(廣見和夫君) 平成十一年度で申し上げましたような数字でございますが、そのベースとなりまして利用を見込む重度被災者の方は約四千九百人と、このように考えております。

○政府委員(廣見和夫君) 平成十一年度で申し上げましたような数字でございますが、そのベースとなりまして利用を見込む重度被災者の方は約四千九百人と、このように考えております。○政府委員(廣見和夫君) 平成十一年度で申し上げましたような数字でございますが、そのベースとなりまして利用を見込む重度被災者の方は約四千九百人と、このように考えております。

○政府委員(廣見和夫君) 平成十一年度で申し上げましたような数字でございますが、そのベースとなりまして利用を見込む重度被災者の方は約四千九百人と、このように考えております。○政府委員(廣見和夫君) 平成十一年度で申し上げましたような数字でございますが、そのベースとなりまして利用を見込む重度被災者の方は約四千九百人と、このように考えております。

○政府委員(廣見和夫君) 平成十一年度で申し上げましたような数字でございますが、そのベースとなりまして利用を見込む重度被災者の方は約四千九百人と、このように考えております。○政府委員(廣見和夫君) 平成十一年度で申し上げましたような数字でございますが、そのベースとなりまして利用を見込む重度被災者の方は約四千九百人と、このように考えております。

でございます。

○政府委員(廣見和夫君) 有料職業紹介につきましては一定の職種が指定されておまして、その職種につきましては有料の職業紹介を行おうとする者は労働大臣の許可を得なければならぬという仕組みになっておるところでございます。○政府委員(廣見和夫君) 有料職業紹介につきましては一定の職種が指定されておまして、その職種につきましては有料の職業紹介を行おうとする者は労働大臣の許可を得なければならぬという仕組みになっておるところでございます。

○政府委員(廣見和夫君) 有料職業紹介につきましては一定の職種が指定されておまして、その職種につきましては有料の職業紹介を行おうとする者は労働大臣の許可を得なければならぬという仕組みになっておるところでございます。○政府委員(廣見和夫君) 有料職業紹介につきましては一定の職種が指定されておまして、その職種につきましては有料の職業紹介を行おうとする者は労働大臣の許可を得なければならぬという仕組みになっておるところでございます。

○政府委員(廣見和夫君) 有料職業紹介につきましては一定の職種が指定されておまして、その職種につきましては有料の職業紹介を行おうとする者は労働大臣の許可を得なければならぬという仕組みになっておるところでございます。○政府委員(廣見和夫君) 有料職業紹介につきましては一定の職種が指定されておまして、その職種につきましては有料の職業紹介を行おうとする者は労働大臣の許可を得なければならぬという仕組みになっておるところでございます。

○政府委員(廣見和夫君) 有料職業紹介につきましては一定の職種が指定されておまして、その職種につきましては有料の職業紹介を行おうとする者は労働大臣の許可を得なければならぬという仕組みになっておるところでございます。○政府委員(廣見和夫君) 有料職業紹介につきましては一定の職種が指定されておまして、その職種につきましては有料の職業紹介を行おうとする者は労働大臣の許可を得なければならぬという仕組みになっておるところでございます。

○政府委員(廣見和夫君) 有料職業紹介につきましては一定の職種が指定されておまして、その職種につきましては有料の職業紹介を行おうとする者は労働大臣の許可を得なければならぬという仕組みになっておるところでございます。○政府委員(廣見和夫君) 有料職業紹介につきましては一定の職種が指定されておまして、その職種につきましては有料の職業紹介を行おうとする者は労働大臣の許可を得なければならぬという仕組みになっておるところでございます。

策に加えまして、平成七年度からは被災者の特性を踏まえた介護サービスの提供を行う労働ホームヘルプサービス事業、在宅介護に対応した住宅の増改築費用の低利貸付制度及び介護機器レンタル事業を新たに実施することとしたところでございます。

労働省といたしましては、重度被災労働者が適切な介護を受けながら健康やかに生活していけるように、これらの施策の効果的な実施に向け、最大限の努力をしております。○政府委員(廣見和夫君) 今の大任が重なり、非常に大事なことだと思っておりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。○政府委員(廣見和夫君) 今の大任が重なり、非常に大事なことだと思っておりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

○委員(笹野貞子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。○委員(笹野貞子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。○委員(笹野貞子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(笹野貞子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。○委員(笹野貞子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。○委員(笹野貞子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(笹野貞子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。○委員(笹野貞子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。○委員(笹野貞子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(笹野貞子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。○委員(笹野貞子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。○委員(笹野貞子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○国務大臣(浜本万三君) ただいま議題となりま
した緊急失業対策法を廃止する法律案につきま
して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上
げます。

緊急失業対策法は、終戦直後に大量に発生した
失業者に対して、再就職するまでの一時的な就労
の場を提供することを目的として昭和二十四年に
制定、施行されました。同法に基づき実施され
ることとなった失業対策事業は、戦後復興期におけ
る失業対策の中心的な役割を果たしてまいりまし
た。

しかしながら、その後、雇用失業情勢の大幅な
改善にもかかわらず、就労者数はほぼ一貫して増
加を続け、昭和三十五年には三十五万人に達した
ところであります。これに伴い、次第に事業の非
効率、失業者の滞留といった問題が生じ、失業対
策事業が民間事業への再就職のための一時的な就
労機会を提供する方法としては有効に機能しがた
いという指摘がなされるに至りました。このた
め、昭和四十六年には、失業対策事業への新規流
入を停止するため、緊急失業対策法の効力を当時
の失業対策事業従事者に限定するための法的措置
が講じられたところであります。

その後、政府といたしましては、雇用対策を拡
充強化するための各般の施策を講ずる一方で、失
業対策事業の円滑な終息に向けた取り組みを鋭意
行ってまいりました。その結果、平成六年度にお
いては、失業対策事業の紹介対象者数約三千人、
実施都道府県数十九道府県となっており、さら
に、平成七年度末には紹介対象者数が約千七百人
にまで減少することが見込まれるなど、失業対策
事業に就労する失業者数は大幅に減少している
ところであります。

このような状況にかんがみ、本年二月九日に、
雇用審議会に対しまして、失業対策事業について
は平成七年度末で終息させ、その根拠法である緊
急失業対策法を廃止することをお諮りし、全会一
致で了承を得たところであります。
政府といたしましては、これを踏まえて本法律

案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。
この法律は、緊急失業対策法を廃止するととも
に、これに伴う関係法律の整備等を行うものであ
ります。

なお、この法律の施行は、平成八年四月一日と
しております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要に
つきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんこ
とをお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(笹野貞子君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることといたしま
す。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十二分散会

三月十日日本委員会に左の案件が付託された。
一、中小企業退職金共済法の改悪反対に関する
請願(第二九三号)

一、介護休業制度の法制化等に関する請願(第
三〇〇号)

一、過労死に係る労働者災害補償認定基準の改
正等に関する請願(第三二二号)

一、介護休業・短時間勤務制度の早期法制化に
関する請願(第三二二号)

第二九三号 平成七年三月一日受理
中小企業退職金共済法の改悪反対に関する請願
請願者 名古屋守山区大字瀬古宇高坪九
八 向田淑文外百二十三名

紹介議員 吉川 春子君

中小企業退職金共済制度は、法律に基づいて国の
援助により設けられた中小企業の従業員のための
退職金共済制度である。今、長引く不況下にある
中小企業の経営環境は、大企業の優遇政策の下で

取り分け深刻さを増している。一方、そこに働く
労働者の生活環境は、年金、医療、消費税の引上
げ等、国の福祉政策の後退から、悪化の一途をた
どっている。こうした中で政府・労働省は、この
制度を低金利情勢に対応した退職金制度にすべき
であるとして、加入者(既に加入している者も含
む)の退職金額の大幅引下げ、最低掛金の引上げ
を行おうとしている。このことは、労働者の退職
金が減額されるのみならず、加入事業主にとつて
も負担増となる。また、今後においても退職金額
の引下げ、最低掛金の引上げに歯止めがかからな
くなり、労使共々、将来における退職金の設定が
できなくなることを意味する。退職金の役割は、
公的年金と共に退職後の生活を支えるためですま
す重要なものとなっております。国が定めた退職金制
度を低金利を理由として一方的に改悪することを
容認することはできない。国の補助金を復活させ
る等、財源を確保し、真に中小企業の基盤を強化
するための制度としてもっと充実を図ることこそ
求められている。ついては、次の事項について実
現を図られたい。

一、退職金の支給率の引下げを行わないこと。取
り分け、既に加入している者への引下げは絶対
行わないこと。

二、国の制度にかんがみ、収支に赤字が生じた場
合は、中小企業や労働者に負担を転嫁するの
でなく、補助金等の復活を含め、所要の財源措置
を講ずること。

三、中小企業退職金共済制度の運営については、
関係労使や受益者の意見を十分反映しうる措置
を講ずること。

第三〇〇号 平成七年三月二日受理
介護休業制度の法制化等に関する請願
請願者 岡山県新見市新見三四ノ五 松
井昭二外二千四百十六名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第六八号と同じである。

第三二二号 平成七年三月二日受理
過労死に係る労働者災害補償認定基準の改正等
に関する請願
請願者 長野県松本市大字今井二、七九四
上條密門

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第三二二号 平成七年三月二日受理
介護休業・短時間勤務制度の早期法制化に関する
請願
請願者 長野県松本市大字今井二、七九四
上條密門

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一六六号と同じである。

三月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、緊急失業対策法を廃止する法律案

緊急失業対策法を廃止する法律案
緊急失業対策法を廃止する法律
緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)
は、廃止する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行
する。

(健康保険法の一部改正)
第二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の
一部を次のように改正する。
第六十九条の七第三号を削る。

(健康保険法の一部改正に伴う罰則に関する経
過措置)
第三条 前条の規定による改正後の健康保険法の
施行前にした行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

(国家公務員法の一部改正)
第四条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百

十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十七号及び第十八号を削る。

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)

の一部を次のように改正する。

第十条の二第七号を削る。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第六条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和

二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一条第三十二号を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

(地方公務員法の一部改正)

第七条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百

六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第六号を削る。

附則に次の一項を加える。

(特別職に属する地方公務員に関する特例)

21 第三条第三項各号に掲げる職のほか、地方

公共団体が、緊急失業対策法を廃止する法律

(平成七年法律第 号)の施行の際現に失

業者であつて同法の施行の日前二箇月に十日

以上同法による廃止前の緊急失業対策法(昭

和二十四年法律第八十九号)第二条第一項の

失業対策事業に使用されたもの及び自治省令

で定めるこれに準ずる失業者(以下「旧失業

対策事業従事者」という。)に就業の機会を与

えることを主たる目的として平成十三年三月

三十一日までの間に実施する事業のため、旧

失業対策事業従事者のうち、公共職業安定所

から失業者として紹介を受けて雇用した者で

技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当

する者以外のものの職は、特別職とする。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一

部改正)

第八条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一

部改正)

第九条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律

(昭和四十六年法律第二百十九号)の一部を次の

ように改正する。

第四百四十六号を次のように改める。

第四百四十六号 削除

(労働省設置法の一部改正)

第十条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六

十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第五十一号中「緊急失業対策法(昭

和二十四年法律第八十九号)」を削る。

第五条第六十号及び第六十一号を次のように

改める。

六十及び六十一 削除

第十条第一項中「緊急失業対策法」を削る。

三月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件
が付託された。

一、地方自治法第五十六条第六項の規定に基
づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し
承認を求めるの件

地方自治法第五十六条第六項の規定に基
づき、公共職業安定所の出張所の設置に関
し承認を求めるの件

労働省設置法第十条第四項の規定により、公共
職業安定所の出張所を設置する必要があるため、
別紙のとおりその設置について、地方自治法第百
五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求
める。

別紙

名	称	位	置
小倉公共職業安定所大手	北	九	州
町出張所	市		

平成七年三月二十四日印刷

平成七年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局